

● 入湯税の使途について（令和6年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。
山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

令和6年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税額 68,526 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費（地方税法第701条） 430,230 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛 生 施 設 組 合 （ 負 担 金 ）	34,869		8,714	26,155
	レジオネラ菌対策	9,530		9,530	0
	小計	44,399	0	18,244	26,155
鉱泉源の保護管理施設	鉱 泉 源 保 護 管 理 （ 補 助 金 ）	9,530		9,530	0
	小計	9,530	0	9,530	0
消防施設等の整備	消 防 施 設 ・ 設 備 等 整 備	1,994		1,994	0
	小計	1,994	0	1,994	0
観光の振興	観 光 施 設 整 備	192,175	118,941	14,815	58,419
	観 光 振 興 事 業	182,132	29,839	23,943	128,350
	小計	374,307	148,780	38,758	186,769
合 計		430,230	148,780	68,526	212,924

※1 入湯税額は、令和6年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。